

教育委員会定例会

日時：平成26年1月22日（水）午前9時～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 岩本事務局長、山浦課長、柏木課長、大竹副課長、小野副課長、
長田指導主事

会議録署名委員： 石井紘一、小松泰子

《傍聴人2人 入室》

委員長 皆さん、おはようございます。本日は、今年最初の教育委員会定例会になります。ちょうど、この階段を上がってくると正面に紅梅が見事に咲いていまして、湯河原駅の裏側の梅もほぼ満開に近いという状況で、湯河原駅の階段を上った正面に早咲きの緋寒桜が3・4分咲きほど咲いていますので、春も近づいたかなというように思います。学校の方も始まりまして、それぞれの学校で春に向けての最後の追い込みというところになっているのかなと思います。今年、最初の委員会ということで、来年度の教育基本方針など非常に重要な案件もございます。慎重・審議のほどよろしく願いいたします。それでは、議事録署名人の指名をいたします。本日の議事録署名人は石井委員と小松委員、お願いいたします。それでは続きまして、議事録の承認に入ります。

議事録の承認

委員長 それでは、平成25年12月の教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

小野副課長 それでは説明いたします。12月の教育委員会定例会の議事録につきましては、事前にメールで皆様へお送りし、ご確認をいただいております。今回は3箇所の文言等の訂正がございました。それでは、議事録の承認につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等ないようですので、承認でよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 異議がないようですので、議事録につきましては承認されました。

委員長 それでは、案件に入ります。案件は報告事項、協議事項、議決事項そしてその他となっております。ひとつ皆さんにお諮りしたいことがございます。その他の案件の「児童・生徒

の事故報告及び生徒指導等について」に関しましては、個人情報あるいは人権等の問題がございますので、ここから以降につきましては秘密会としたいのですがよろしいでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 ありがとうございます。それでは、案件4その他から以降につきましては、秘密会とさせていただきます。それでは、早速、案件に入ります。

(1) 報告事項

① 平成26年湯河原町成人のつどいについて

委員長 それでは、平成26年湯河原町成人のつどいについて報告をお願いします。

柏木課長 それでは、資料1に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、1月12日に開催した湯河原町成人のつどいの結果について説明)

- ・ 各委員にご出席いただき、式も無事終了することができました。
- ・ 登録者数、出席者数及び出席率等について説明。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

② 平成26年度小・中学校学級編制見込について

委員長 それでは、平成26年度小・中学校学級編制見込について報告をお願いします。

小野副課長 それでは、資料2に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 平成26年度の各小学校・湯河原中学校の生徒数及び学級数の見込み等について説明。
- ・ 平成25年度に比べ、小学校及び中学校とも生徒数、学級数が減少する見込み。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 平成25年5月1日現在の小学校6年生の合計が221名、平成26年度の中学1年生の生徒数の見込みが194名ということで、27名減っていますが、この差は、私学へ行く生徒等のことですか。

小野副課長 平成26年度の見込みということで、私学へ行く方、他の公立の学校へ行く方の見込数を減らした数字となっています。

石井委員 今、説明がありましたが、私学以外の公立の学校というのはどういうところですか。

小野副課長 例えば、真鶴中学校です。

石井委員 真鶴中学校へは、何人くらい行きますか。

小野副課長 今のところ、13人から14人です。

石井委員 この14人の生徒は、どういう理由ですか。

小野副課長 やはり、距離的に近いということで、通学の安全を確保したいという理由がほとんどです。

石井委員 そうすると、ほとんどが東台福浦小学校の児童ということですか。

小野副課長 そうです。

石井委員 逆に、真鶴町から湯河原中学校へ入学する生徒はいますか。

小野副課長 今のところ、1名いらっしゃいます。その方は、平成26年度中に湯河原町に住所を移されるという理由です。

石井委員 真鶴中学校へ通学する方は、ただ単に通学の距離が近いという話なんですか。

小野副課長 そうです。申請書は真鶴町の教育委員会の方に出されますが、その申請書の理由は距離的なものがほとんどです。

石井委員 今年度は、何人くらいいましたか。

小野副課長 すみません。今、数字は把握しておりません。

委員長 教育長は、大体の数字は分りますか。

教育長 今年度は、7、8名だったと思います。

委員長 今年度は、大まかに7、8名ということで、来年度は14名くらいということですね。

教育長 はい。

委員長 他には、何か質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

③ 子どもフォーラムの取組みについて

委員長 それでは、子どもフォーラムの取組みについて報告をお願いします。

長田指導主事 それでは、資料3に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、内容を説明)

- ・ 小松委員、山本委員にはポスターの掲出にご協力いただきました。
- ・ 資料(子どもフォーラム通信 vol.1、vol.2)に基づき、DAY1からDAY3の内容について説明。
- ・ 子どもフォーラム通信 vol.1、vol.2は児童・生徒を通じて保護者へ配布し、DAY4の防災ロゲイニング、DAY5の子どもフォーラム発表会について、地域の大人の方にも是非見に来ていただくよう、告知をさせていただきます。
- ・ 各委員に、防災ロゲイニングと子どもフォーラム発表会の案内文を配布させていただいたので、是非ご参加をお願いしたい。また、多くの大人の方に見ていただけるよう、各委員のお知り合いも、お誘いください。
- ・ 同様の案内を、PTA、学校評議員、町の関係者等にも発出する予定。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 では、私の方から。このフォーラム通信の対象は、一般の保護者の方ということですか。

長田指導主事 そうです。

委員長 今、これを見ますと、カタカナ英語がかなり多くて分り難いように思います。言葉によっては解説がありますが、例えばブレインストーミングという言葉にしても括弧書で解説や日本語訳を載せる。これをしないと、この言葉を見ただけでは理解できないと思います。これは今、日本語の中で非常に問題になっている部分で、これは作る側だけが理解していることで、読む側への理解を求めるには大事なことだと思います。この中にかんがりのものがカタ

カナ英語のまま表示されていますので、そこは改善していただきたいと思います。

長田指導主事 はい。

委員長 他に皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 特にないようですので、先程、長田指導主事から2月1日、2日の子どもフォーラムの参加について依頼がありましたが、参加できる方は早めにご連絡をお願いします。それでは以上で報告事項を終了し、協議事項に移ります。

(2) 協議事項

① 湯河原中学校の事故について（継続協議）

委員長 継続協議となっております湯河原中学校の事故について説明をお願いします。

山浦課長 昨年の8月10日に第1回湯河原町いじめに関する調査委員会が開催されてから、1月19日で第9回を迎えました。第9回ということで、報告書の作成に向け各委員による意見交換が行われましたが、報告書の作成までは至らず、2月の中旬に第10回目を開催し報告書を纏めるということになりました。なお、第9回目が開催されたことにつきましては、町のホームページにも掲載してございます。前回、報告書の骨子等をこの定例会に提示できればということだったのですが、各委員から様々な意見が出されたため、今回の定例会に提出することができませんでした。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

② 平成26年度学校休業日について（協議第16号）

委員長 それでは協議第16号、平成26年度学校休業日について説明をお願いします。

小野副課長 それでは、平成26年度学校休業日について説明をいたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 秋季休業日を10月9日から10月10日までとするものです。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から質問、ご意見等ありますでしょうか。

小松委員 今年度、小学校は平日の秋季休業はありましたが、中学校は無かったように記憶しておりますが。

小野副課長 中学校で授業数等を考慮し、規則の中に校長が休業日に授業をおこなうことができるという規定がございますので、その規定によって秋季休業の期間も授業をおこなったというものです。

教育長 湯河原町としては、前期と後期の間に5連休を置いて新学期がスタートする形を取っておりますが、そうした中で、授業数の問題が大分厳しくなってきました。特に中学校においては授業日数、授業時数の確保に苦勞しているということがあります。では、授業日数を確保すれば中味が充実するののかということ、そういう話ではありませんが、そうした中で、今年度、中学校では小学生を呼んで授業公開をおこなったものです。一応、校長会の方には投げ

かけて、中学校校長先生が時数の確保と小学校の児童が中学校を体験するということで変更してきました。

委員長 先の委員会でも、この件については学校にも問い合わせをして貰いたいという願いをした経緯もありますが、今教育長さんから説明があった理由ということですのでけれども、各家庭にとって、例えば小学生と中学生が居る家庭でこの長期休業をどう使うかという、そういう場合も有りますし、やはり湯河原町が二学期制を採った中で長期休業をここに設定している以上、後からこの期間に授業を入れるのではなく、もう少し事前に他の土曜日や日曜日の設定を考えていただく必要があると思います。時間が足りなければ、当然何処かで補填しなければなりません、それを長期休業の時に持って来るのか、普通の土・日に持って来るのか、あるいは平日の時間数を1時間増やすことをするのか、その辺の検討をもう少ししていただいた方が良いと思います。今年度は特に大きな事故があったということで、皆さん、それは仕方がないという意見になっておりますが、やはりその辺はもう一度しっかり検証して貰う必要があると思いますので、平成26年度に関しては校長会にも、きちんと長期休業の意味合いというものを理解していただくように説明していただけたらと思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。

委員 特になし

委員長 特にないようですので、次の案件に移ります。

③ 小・中学校等の卒業式及び入学式の出席者について（協議第17号）

委員長 それでは、協議第17号、小・中学校等の卒業式及び入学式の出席者について説明をお願いします。

小野副課長 それでは、小・中学校等の卒業式及び入学式の出席者について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 各小学校、湯河原中学校及び福浦幼稚園の卒業式、入学式に出席する委員について協議をお願いします。

委員長 ただいま事務局から説明がありました。小松委員は初めてですが、卒業式と入学式には教育委員さんにご出席していただいておりますが、湯河原町の場合、小学校は全て一緒の日に行いますので、手分けして卒業式と入学式に出席しております。その時に、それぞれ祝辞がございますので、教育委員さんにそれぞれの教育に対する思いも含め、各学校の児童・生徒への餞の言葉であるとか、お祝いの言葉を述べていただくということで、原稿は事務局が作るのではなく、それぞれの委員さんの言葉で述べていただくことを続けています。順番については、今までは概ねローテーションを組みながら決めていたんですけども、どうしても都合が悪い日があればそれを優先し、後はローテーションという形になるかと思っております。そこで、私から提案ですが、湯河原町はたまたま小学校が3校、中学校が1校、公立の幼稚園が1園で5つありますから、教育委員さんは5人おりますので、どこか1つの学校又は幼稚園で卒業式、入学式の祝辞を皆さんにやっていただくということを、今後行っていったらどうかと思います。そして、出来るだけ全部の学校、幼稚園を回って行くことを続けることで、各学校・幼稚園の様子も分るし、それぞれの委員さんも教育委員として活動していく中での思いも、そこに込めていただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

石井委員 考え方は良いと思いますが、特にこだわらなくても良いのではないかと思います。

委員長 たまたま5校ありますので、良いのではないかと思うのですが。

石井委員 福浦幼稚園については、毎年教育長が卒園式・入園式に出席していますので、我々は行ったことがありません。

委員長 以前、下田前教育長の都合が悪くて、私が代理で出席したことがあるんですけども、やはり、全然小学校や中学校と違うので、これはやはり見ておく必要があると思いました。そういうことも含めて提案をさせていただきました。

石井委員 私も、かつて幼稚園に行ったことがありますが、なかなか難しいです。幼稚園は余りに小さくて、教育長さんは慣れていらっしゃると思いますが、我々は慣れていないので大変だと思います。

委員長 児童にというよりは、保護者への祝辞という意味もあります。

石井委員 わかりました。

委員長 どうでしょう。出席者については、今日決定しなくても、まだ時間がありますので次回の定例会で決定するというのでいかがでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、次回の定例会で決定するというので、事務局もよろしく願いいたします。続きまして、次の案件に移ります。

④ 修学旅行の在り方について（継続協議）

委員長 それでは、継続協議になっております修学旅行の在り方について説明をお願いします。この案件は1月17日（金）の臨時会で審議した案件についての継続協議ということになります。それでは教育長さんから説明をお願いします。

教育長 先日の臨時会、ありがとうございました。その時に出されていましたが、教育課程の編成権につきまして資料をご用意しましたので、先にその説明をさせていただきます。

（資料に基づき説明）

委員長 先の臨時会で山本委員から、修学旅行の決定についての法的な根拠、あるいは何らかのルールというものがあるのかという質問を受けまして、教育長の方で指導要領の総則、学校教育法そして湯河原町の規則を提示していただきました。こういう資料を参考にして、先の臨時会の中で、平成25年9月に湯河原町の3小学校の修学旅行は、静岡方面は危険であるため方面について変更をすべきであるという決定をし、それを教育長さんが各学校長にその旨を伝え、早急に別の行き先を検討するように指示をしましたが、その後、11月・12月に学校長が話し合いをしたいということで、この定例会の後に2回ほど学校長との話し合いをし、そして、先週の臨時会の中で、やはり、なんとか静岡方面で他の下郡の学校と一緒に行く方向にならないかという話が教育長さんからありました。時間的に、もう決定しなければいけないということで、今日、最終結論としなければいけないと思います。そこで、皆さんの最後のご意見を伺いたいと思います。まず、今までの経緯につきまして、特に間違えであるとか、何かございましたら皆さんの方からお願いします。

委員 特になし

委員長 特になければ、ご意見の方をお願いします。

教育長 先日の臨時会で、自分の今までの学校と教育委員会との話、それから、それらについての話をさせていただきましたが、やはり、ここでしっかりと自分の気持ちということで、文

書にしましたので、述べさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい。

教育長 それでは、朗読させていただきます。

(資料を朗読)

委員長 今、教育長さんから読み上げていただきましたが、まずは平成 26 年度の修学旅行、このことについてずっと検討してきた訳ですけれども、今の 5 年生が来年度行く方面について、教育長さんは是非静岡方面に、他の 2 つの町と一緒に行かせていただきたいということですが、さらに、平成 27 年度からは、早期に各学校に決定するよう指導するという内容ですけれども。これにつきまして皆さんの方から、湯河原町の方針、もうここで小学校の方にはっきりこうするんだということを行わなければ、もう進まないということですが、いかがでしょうか。

石井委員 よろしいですか。今回のこの資料を読む限り、教育課程の編成は学校長に任せている訳ではないですね。湯河原町の規則の第 7 条第 2 項にあるとおり、教育委員会に届け出又は承認を受けるとなっている。そうすると、今まで教育長さんが仰っていた、それは学校行事だから学校に任せるという話ではないですね。

教育長 学校に全て任せるということではなく、教育委員会は指導・助言ができるということを申し上げました。

石井委員 この規則の第 7 条第 2 項には、そうは書いていません。校長は前項の校外行事を実施するときは、教育委員会の定めるところにより、教育委員会に届け出又は承認を受けるものとするとして書いてある。

委員長 今、石井委員が仰ったことは、この規則の第 7 条第 2 項を解釈すると、先程、教育長さんから平成 26 年度の修学旅行については静岡方面にさせていただきたくお願い申し上げますという、教育長さんのご意見があった訳ですけれども、以前から学校側あるいは修学旅行の在り方検討委員会の考え方として説明を受けてきた訳で、これに対して町の規則からすると教育委員会がその届け出を受理して、それを承認する。それが承認できるかどうかということで、これを読む限りでは平成 25 年 9 月の定例会で、それは承認できないということになったというように読めると思います。

小松委員 規則第 7 条第 2 項の記述では、届け出又は承認となっていますので、届け出をすれば良いのか、あるいは承認を受けなければならないのかが少し曖昧なように感じます。

委員長 この記述だと、そう取れますね。

教育長 このことにつきまして、他の町について調べてみましたが、届け出という記述のところもありますし、届け出又は承認というところもあります。同じ校外行事についての扱いがまちまちになっているような状況です。遠足、校外学習、修学旅行、それらは届け出の形になっているということです。

委員長 結局、この委員会で 1 番問題になったのは、規則第 7 条第 1 項の校外行事は、その安全性、経費等を考慮しなければならない。という部分の安全性についての問題がクリア出来ていないということで、この届け出に対しては認めることはできないということです。つまり、もうこれは第 1 項についてのものを教育委員会として決議したものですから、これをクリアできるものでない限り、それは出来ないのではないかと思います。再度、それを検討して貰いたいという話ですけれども、いかがでしょうか。

石井委員 それにつきましては、前回の臨時会でも言いましたように、問題なのは4年間有耶無耶で来ているということです。緊急避難で、日光を止めて静岡方面に行った訳ですが、その次の年から有耶無耶で来ている。それで、来年度の平成26年度で4年目、平成27年度は5年目になりますが、ずっと有耶無耶のままで、それで教育委員会は良いのかという話です。勿論、届け出をしようが、今委員長が仰ったように安全性の問題があります。それで議論をしているのに、何で平成25年9月に静岡方面は止めるように指導したにも係わらず、それでも静岡方面に行きたいというのは、気持ちは分りますけれども、安全性はどうなんだという話は、何も解決されていない。それで、先程、教育長さんからいただいた文書ですけれども、平成27年度は学校に任せるということですが、そんな話にはならないと思います。

教育長 学校に任せるということではなく、今までの修学旅行については、下郡3町全体で考えていたという経過があります。そうした中で、ここで各学校の教育課程の編成ということを重視して学校1校1校が、方向をしっかりと自分達で考えていくというようなところで、やっていくということです。

委員長 でも、教育長さん。それは随分違うのではないですか。先に下郡の教育長会の中で、3町の7つの小学校は修学旅行は同じ方面に行くことを推奨するということが申し合わせされている。それは、全面破棄するのですか。破棄しなければ、今の話はあり得ません。つまり、その申し合わせがずっと生きていって、学校長に各校で決めて下さいと言った時に、1校や2校あるいは湯河原の小学校だけが静岡方面ではないところを決めた時に、また同じことになる。つまり、それが破棄されることが先です。ですから、先ずそういう下郡7小学校が全部同じ方面に行くというそういう協議事項を無くさなければいけない。先ず、それが終わってから次に進む。ですから、教育長さんから提示された文書の2つめの項目については、今ここで議論する部分ではない。少なくとも、それがクリアされなければ議論できない。今、ここでやらなければならないことは、平成26年度の修学旅行を、湯河原町教育委員会はその安全性からして静岡方面は止めなさいという結論を出したのに対して、教育長さんから再度、下郡3町一緒に静岡方面にさせていただきたいというお願いだけで、その根本的な趣旨、再提案の趣旨というのが、ただ3町一緒にお願いしたいというだけなんです。

教育長 そうではなくて、今までもお話したかと思いますが、平成25年9月に湯河原町が静岡方面は安全の面から避けなさいという決定をし、私は、湯河原町3校の校長にそのことを伝えました。それは、前回の臨時会の時にもご説明しました。その後、その安全性ということについて、修学旅行のあり方検討委員会では温泉地学研究所等で学習をしながら検討をし、その結果、確かに地震はくる可能性はある。しかし、それは何処にいても同じ条件で、ここが直ぐ来るということではないということで、それに対する対応が必要だということです。そうした中で、是非、平成26年度の修学旅行は静岡方面でお願いしたいという要望がありましたので、私の方で、それを臨時会でお話しさせていただいたものです。

委員長 つまり、当教育委員会で安全性の面から静岡方面以外のところで早急に検討しなさいということは伝えたけれども、静岡方面は安全だということを温泉地学研究所で学習したから、是非、再考慮して貰いたいと、そういうことですか。

教育長 静岡方面は安全だということではなく、何処も危険度は同じだということをお聞きしております。ですから、問題は災害が起きた時にどのように対応していくかということが大事であるということをお聞きしております。

委員長 こちらの言っている趣旨が全く理解されていないということではないですか。勿論、何処でも非常時の対策というのは必要だということは十分分っている中で、他の方面を検討しなさいという指導に対して検討しないままではないですか。それで、あくまでも何処に行っても危険度は同じだというようなものだけを持って来ている。ですから、敢えてここで再度検討、協議するだけのものが果たして必要なのかと思います。

教育長 学校側としては、平成 25 年度に入りまして、あり方検討委員会で静岡や日光に拘らず、白紙の状態から検討してきた結果、最終的に 4 つの方面、山梨・富士方面、東京、日光そして静岡の 4 つの方面が残り、最終的に選考した結果、静岡方面になった経緯がありますので、全く検討していないということではありません。しかしながら、平成 25 年 9 月に湯河原町では静岡方面は安全性の面からそこは避けなさいという結論が出されたということです。ですから、それ以後については、他の場所についての検討は確かにやっていませんでした。

委員長 教育委員会で決定したことは、全くされていないということではないですか。この委員会で、一昨年以内に静岡方面は安全性の面から止めるように下郡校長会に伝え、さらにあり方検討委員会が出来前の昨年の 5 月の時点で、湯河原町は静岡方面を変更するよう校長会並びにあり方検討委員会へ伝えることになっていた。それでいて静岡方面を含めた中で検討をされている。さらに湯河原町では静岡方面に決まったという連絡を受けて平成 25 年 9 月の定例会で、それでは湯河原町は別にやらざるを得ない。だから、湯河原町は別の方面を検討しなさいということを決めた。それがその後、検討されていないではないですか。委員会が決定したことが何も実施されていないではないですか。9 月の前に検討しましたという話とは全く違います。しかも、湯河原町教育委員会は下郡の修学旅行あり方検討委員会に対してそうしなさいと言っているのではなくて、湯河原町の 3 小学校に対して静岡方面以外のところで検討しなさいと言っている訳です。それを今更ここで、また同じことを言っても協議をする意味がないと思います。他の委員さんのご意見は、いかがでしょうか。

教育長 平成 25 年 9 月以降のことにつきましては、先程申しましたように、自分の教育長としての仕事は十分ではなかったという部分で、お詫びをさせていただきました。申し訳ありませんでした。

委員長 いかがでしょうか。

山本委員 修学旅行先を変えられないという、具体的な理由というのはどういうことなんですか。もう、間に合わないのですか。

教育長 いえ。業者選定は 2 月までなら間に合うと思いますが、確かにタイムリミットは近づいて来ていると思います。

山本委員 まだ間に合う訳ですね。

教育長 はい。

山本委員 これからいろいろな手続きを踏んでタイムスケジュールを組めば、旅行先を変更できる可能性はまだ残されている訳ですね。それも併せて示していただきたいということは、前回の臨時会の時にお願ひしたのですが、少し言葉が足りずに申し訳ありませんでした。ただ、この規則第 7 条の条文を読みますと、我々が申し出ていたことは別に無理難題を押しつけたことでは無かったということですね。承認を受けるものとするということですから、承認しないという可能性も当然あった訳です。この条文からすれば、その承認が出来ないということがこちらから提出された時点で、もうそれはしなければならぬことということですね。

教育長 学校側もそれは、十分承知はしております。

小松委員 平成 22 年度のデータですが、全国の県庁所在地の 30 年以内に震度 6 弱以上の地震が起きる確率ですが、やはり静岡は日本一その確率が高く出ています。温泉地学研究所の先生は、やはり 30 年というスパンで見ているので、近ければ近いほどその確率は下がるということを知っていたので、1～2年間の確率で考えた場合は、もしかしたら低いのかもかもしれませんが、もし静岡方面に行って大きな地震にみまわれた時に、こういうデータが有ることを知っていながらそこに行った、若しくは教育委員会で許可して行かせたということになると言い訳のしようもない。それで、何処に行っても地震に遭う確率は有るということですが、データとして確率の低い所を選べば、その根拠となるということは言えるのではないかと思います。そして、やはり静岡には原発が有るということが、他の地域と少し違う所ではないかというように思います。

委員長 先の校長会との話し合いの時に、校長先生の方から議事録はしっかり読ませていただいておりますという言葉が有りました。つまり、この委員会で継続して協議してきた内容は、校長先生方は十分に理解している、そうであれば静岡方面がいかに安全ではないということ、この委員会が十分研究もしていることは納得していると思います。さらに、静岡県人口は約 400 万人弱だと思いますが、2年前に出た数字では、複合型の地震が起きた時に三十数万人の死者が出るという数字が出ています。ということは1割近い人が亡くなってしまうという数字が出ています。東京都で、つい最近出た予測では、直下型の大地震が発生した場合、東京都人口は約 1200 万人ですが死者数は 2 万人弱です。その数字から見ても、どれだけ危険度が静岡県は高いかということになるはずですが、それなのに、校長会の時に、ある校長先生は東京の方が危険で、静岡方面の方が危険は少ないので静岡方面にしたということをはっきり仰っていました。余りにもそれはおかしい発言であって、この教育委員会では、町の規則第 7 条 1 項にある安全性を考慮しなければいけないという部分で、他の町のことは言いませんが、湯河原町は子ども達の安全を確保するために静岡方面は行くべきではないということは、もう前回もそういうことで方向性は決まっている訳ですが、再度、静岡方面にして貰いたいということが上程されましたので、何か協議する事が有れば皆さんの方からご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。もう同じ事の繰り返しになるかと思うんですけども。

委員 意見等なし

委員長 再度になりますが、再上程されたということで採決をしないと次に進めない。つまり修学旅行の行き先を決定するタイムリミットがもう直ぐそこに迫っているので、ここで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

山本委員 前回の臨時会の最後にも申し上げましたが、例えば、ここで場所を変えるということで決定したとしても、どのくらい選択肢が残されているのかが分らなければ仕方がない。方面を変えた時の、今後のタイムスケジュールを示していただかないと、ここで、変えるということを決しても、結局間に合わなかったということでは仕方がないです。

教育長 それにつきましては、3 小学校の校長と少し話をさせていただきました。非常に厳しいスケジュールだけでも、平成 26 年度の修学旅行をもしここで変更することになった場合は、どのようなことになるかということをお聞きしたら、確かに非常に厳しいというようなことでした。タイムスケジュール的なことは聞きませんでしたけれども、何れにしても平成

26年度の業者選定は2月に行っていく必要があるということは聞きました。私の感想としては、ここから静岡方面以外を検討していくとなると、正直言って、その材料が9月以前に検討してきた3地区を中心に検討していくことになるかと思います。

山本委員 業者選定というのは、よく分らないのですが、業者もいろいろなメニューを持っていると思いますが。

教育長 今までは基本的に、平成24年度、25年度の修学旅行の業者選定と同様に、日光ということで一斉に業者に投げかけ、そして何社かの業者が日光の資料を作り、プレゼンテーションを行い、そして業者を決定していくという形で決めています。ですから、方面を決めて業者に連絡をするという、そういう形で決めています。

山本委員 先ず方面が先なんですね。

教育長 はい。ですから、平成24年度、25年度の時は、急遽業者が決まってから変更していただいて、静岡方面にしたということです。

山本委員 今、まっさらな状態で方面を決め直すとする、例えば保護者の承諾ですとか、そういうものも全部最初からやり直すのですか。

教育長 保護者の承諾というのは、特に今まではありません。

委員長 今の話の中で、時間的に非常にタイトではあるけれども、不可能ではないということですね。

教育長 私自身は、非常に厳しいと思っています。

委員長 私的な感情ではなくて、あくまでも物理的にそれが可能かどうかということです。そうしないと進みません。

教育長 2月いっぱい業者選定を行わないと、平成26年度には間に合わないということは聞いておりますので、それから逆算するとこれから新しい方面というのは厳しいと思います。

委員長 でも、全く逆の考え方を言えば、3.11が起きて、その後4月に日光を止めることを決定し、それで11月には静岡方面に行っている訳ですから、半年間で方面を決定して実施するという事は実際にやっている訳です。ですから、どんなことでも時間的に不可能だということではなくなってしまえば出来ないので、やれるんだということになればやれると思いますけれども。ただ、3.11以降の実際の経緯としては4月に日光を変更するという事を決定し、方面が静岡方面に決まったのが確か7月頃でした。それで、実際に11月に修学旅行に行っている。ですから、そういうものがあって、今ここで2月いっぱい業者選定をしなければいけない、それが決まるかどうか分からないという言い方も非常に不合理な説明だとは思いますが。他に何かありますか。

委員 特になし

委員長 それでは、平成26年度の修学旅行について、ここで採決を採りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 異議無し

委員長 それでは、湯河原町の3小学校の平成26年度の修学旅行の方面について、静岡方面に行くということが1つ、もう1つは静岡方面以外のところを即時検討し決定するという2つにします。では、先ず静岡方面に行くということに賛成の方、挙手をお願いします。

委員 1名挙手

委員長 では、静岡方面以外の所を即時検討し決定するという事に賛成の方、挙手をお願いします。

ます。

委員 3名挙手

委員長 ありがとうございます。それでは採決の結果、静岡方面に行くことに賛成の方が1名、静岡方面以外の所を即時検討し決定することに賛成の方が3名で、湯河原町教育委員会としては静岡方面以外の所を即時検討し決定することに決定いたしました。

石井委員 湯河原町教育委員会で静岡方面以外の所に行くように決めた。その結果、修学旅行に行かないという選択肢は絶対に無いようにしてください。子ども達が修学旅行に行かないという選択肢は無いようにしてください。それが、私の希望です。

委員長 これは、皆さんが今まで検討してきた中で、平成26年度の修学旅行について時間が無から行けなくなったということにはならないようなタイムスケジュールでの検討を行ってきた訳で、そのことは先の校長会との話し合いの時にも、教育長さんからも、はっきり校長先生方へ言っていたいただきましたので、承知をしていると思いますが、再度、それは伝えていただくということで、教育長さんは、これからのスケジュールの中でも早急に、3校の校長先生方に対して方面の決定と業者の決定を進めて、平成26年度事業に支障の無いように指示をしていただきたいと思います。それでは、以上で継続協議になっておりました修学旅行の在り方についての協議を終了いたします。続きまして議決事項に入ります。

(3) 議決事項

① 平成26年度湯河原町教育委員会基本方針について（議案第21号）

委員長 議案第21号、平成26年度湯河原町教育委員会基本方針について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、議案第21号、平成26年度湯河原町教育委員会基本方針について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 前回提示した資料をもとに、修正・追加した箇所について説明

委員長 ただいま、説明がありました。9ページの中学生子宮頸がんワクチン接種の実施の項目について、小松委員からいろいろとワクチンの副作用の問題が起きているので、これを基本方針の中に実施として入れ込むのはどうかというご意見があったということですが、数日前の新聞にこの副作用に関しての理由というのが、心理的な理由が大きいということで、その検討調査委員会から文部科学省に答申案が出ておまして、それは現実的な副作用としては見られないというような内容でした。

小松委員 私も、その新聞記事を読みましたが、そこに書かれていたのは接種箇所の疼痛とかが原因でということでしたが、実際にはもっと重傷の症状が起きてしまうことがあって、それで学校にも通えなくなって高校を中退したとか、そういう症例が出ているので、町として推奨するのはどうかと思いました。

委員長 いかがでしょうか。小松委員は医療系の専門の方ですから、非常にそういう情報も十分に有るという中で、はたしてこれを施策の中にワクチンの接種という形で入れて良いものなのか、あるいはこれが国や県の方針の中に位置付けたものとして、実施という文言を若干変える形で、例えば援助であるとか、そういう柔らかい文言に変えた方が良いのか、あるいは全部削除してしまった方が良いのか、その辺を検討していただけたらと思います。

小松委員 既に症例が報告され始めてから、暫く国は推奨の姿勢をずっと続けて来たのですが、

被害者の保護者の団体等の運動が活発になってきたところで、少しトーンダウンしているようです。県が今どういう動きをしているのかは、ちょっと私も分らないですけど。

委員長 事務局の方、その辺はいかがでしょうか。この件に関する県の対応というのは。

岩本局長 申し訳ございません。情報は掴んでおりません。

委員長 そうですか。

小松委員 その辺の情報が得られれば、それを参考にしながら検討できると思いますが。

委員長 この基本方針は今日決定しなくても大丈夫でしょうか。まだ、時間的な余裕はありますか。

岩本局長 あります。

委員長 それでは、まだ時間的な余裕が有るということですので、この件に関してもう少し情報を得てからということで、県あるいは厚生労働省の方もここで答申を受けての方向性がある程度出るかと思しますので、そこを踏まえてもう一度、この部分に関しては事務局の方に預けるという形でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

山本委員 例えば、性教育の中で子宮頸がんのことを扱うことは有るのですか。

小松委員 産婦人科の医師が横浜の高校で講演を行ったり、そういうことは記事に出ていました。

山本委員 この項は健康教育の推進ということになっていきますので、併せて性教育に関するものということでも良いのではないかと思います。

委員長 それではこの文章につきましては、皆さんの方からご意見をメール等で事務局に送っていただいて、今の山本委員のご意見も含めてもう少し協議するというところで、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

委員長 それでは、この件については、その様に対応をお願いします。他に何かありますでしょうか。

石井委員 9ページのカのクラブ活動・部活動の充実の(エ)湯河原中学校吹奏楽部楽器の整備の項目が削除されていますが何故ですか。

山浦課長 平成25年度の時は、大幅な楽器の整備をしましたが、来年度以降はある程度の楽器の補充等を行います、大幅な整備を行う予定はありませんので削除させていただきました。吹奏楽部の楽器の整備については、(ウ)の湯河原中学校部活動用品の整備の中に含めて考えております。

委員長 他には、いかがでしょうか。

委員 特になし

山浦課長 全体をもう一度ご覧いただき、9ページの子宮頸がんワクチン以外の部分で、ご指摘等がある場合は、今月末までにご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。今月末までに皆さんからご指摘をいただき、それを修正したものを再度お送りしたいと考えております。

委員長 今日のこの資料で、削除する部分やアンダーライン等を無くしたものが見易いと思いますので、それを作って送っていただければと思います。それで、本日蛍光ペンでマークをしてある部分については、色を変えるなりしていただければ修正箇所が分りますので、よろしく願いいたします。

山浦課長 分りました。

委員長 以上で、基本方針について検討してきましたが、2月の定例会に継続ということでお願いいたします。続きまして、次の案件に移ります。

② 湯河原中学校給食検討委員会設置要綱の制定について（議案第22号）

委員長 議案第22号、湯河原中学校給食検討委員会設置要綱の制定について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、議案第22号、湯河原中学校給食検討委員会設置要綱の制定について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

委員長 ただいま、説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 第3条第2項ですけれども、中学校の委員については、この様に具体的に書くのですか。

小松委員 中学校のPTAの副会長は2名だったと思うのですが。

山浦課長 教頭先生が、PTAの副会長職ということになっていますので、3名となります。

小松委員 わかりました。

石井委員 PTA副会長を3名分記述する書き方は、おかしいように感じます。

委員長 確かに、石井委員の仰るとおりかもしれません。例えば、中学校PTA各学年代表とか、そういう表現ではいかがでしょうか。

山浦課長 PTAの会長、副会長で例えば3年生、2年生、1年生というバランスになっているかと思っていたのですが、実際には会長さんは1年生の保護者ですし、副会長で3年生の保護者の方はいませんでした。現段階では1年生の保護者の会長さんのもと、2年生、3年生の副会長さんがいらっしゃるようで、学年ばらついていますが、来年度以降はわかりません。

委員長 そうすると、来年度は全部同じ学年になることもあり得るということで、同じ学年だけの意見しか聞けなくなるということですね。

山浦課長 例えば、中学校PTA代表という記述にしておき、後はPTAの中で検討していただくということもできるかと思います。石井委員が仰っていることは、そういう趣旨でしょうか。

石井委員 （3）中学校PTA会長から（7）中学校PTA会計までを1つに纏めて中学校PTAの代表という記述にしてはどうかと思います。今の書き方ですと個人に委任する形になってしまいますが、そうではなくて中学校のPTAで検討し代表者を出して貰うということです。

委員長 いかがでしょうか。今石井委員のご意見で、中学校PTAの代表という表現にすることが提案されましたが、他の委員さんはよろしいですか。

委員 特になし

山浦課長 中学校PTA会長から中学校PTA会計までの項目を中学校PTA代表という表現に纏めるということで、よろしいでしょうか。

委員長 そうです。それで、問題は人数になるかだと思います。代表ということで1人だけになってしまうのか、定員が12名以内となっているので、定員の12名になるよう委員に入ってきたき、いろいろな意見を聞くようにするのか。例えば、事務局から事前にこの位という人数で調整するのか、人数を明記するのか、その辺はいかがでしょうか。

岩本局長 一般的な要綱の作り方としましては、PTAの代表という文言だけを明記しまして、定員が12名以内となっていますので、中学校PTA関係の5名につきましては教育長が任命することになると思いますので、その中で調整させていただければと思います。

委員長 その時に、先程山浦課長が仰っていたように、各学年の方が望ましいということも含めて調整するのですか。

岩本局長 各学年の保護者の方が委員にいらっしゃる方が、いろいろなお意見を伺えると思いますので、できればその様にしたいと考えております。

委員長 いかがでしょうか。今提案がございました第3条の委員の組織につきまして、(3)中学校PTA会長から(7)中学校PTA会計までを1つに纏めて中学校PTAの代表という記述にするということ、よろしいでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 他には、何かありますでしょうか。

小松委員 一般的に、給食を始めることに決まったとして、どのくらいで実施となるのでしょうか。

委員長 いかがでしょうか。事務局の方で大まかな期間というのは分りますか。

山浦課長 1回目の検討委員会も開催しておりませんので、現段階では何とも言えません。

小松委員 システムによっても変わってきますし、校内で調理するか、給食センターのような形になるかによっても随分違ってくるといことですね。

山浦課長 そうということも含め、結論を何時までにというところもあります。

小松委員 すごくそれに期間が掛かるようですと、中学生の保護者より、むしろ小学生の保護者の方が関係が深いのかなと思います。

委員長 その対策が、第3条(8)に小学校PTAの代表という方が委員に入っているということだと思います。

委員長 他には、何かありますでしょうか。

委員 特になし

委員長 特にないようですので、提案されました要綱につきましては、第3条第2項を一部変更するという事で、よろしいでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 それでは、議案第22号、湯河原中学校給食検討委員会設置要綱の制定については、第3条第2項を一部変更した内容で承認されました。以上で議決事項を終了し、秘密会としてその他へ移りますが、その前に休憩を取りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 それでは、11時まで休憩とします。

《傍聴人2人 退室》

(休憩 午前10時48分から10時56分)

委員長 それでは、ただいまより再開します。

(4) その他

- ① 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について
 - ・ 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等の状況について報告。
- ② その他
 - ・ 小中学校の体罰調査を実施することについて報告。
 - ・ 平成 25 年度西湘地区教育委員会連合会研修視察について、集合時間、集合場所等について説明。
 - ・ 新春たこあげ大会の結果について報告。
 - ・ オレンジマラソンの募集状況について報告。
 - ・ 中学校での学力向上の取組み状況について報告。

委員長 3月の定例会の日程につきまして、皆様のご都合をお伺いいたします。

《3月定例会の日程調整の結果》

2月の定例会は、2月20日（木）午後1時30分から、教育センターで開催

3月の定例会は、3月27日（木）午後1時30分から、教育センターで開催

委員長 大変長い間の継続審議等もございましたが、1つの結論が出て、それに向けて皆さんも協力をして進んで行っていただきたいと思います。どうも本日はありがとうございました。

（終了時間 午前11時18分）